

保険募集に関する禁止行為について

【保険業法第 300 条】

1. 保険募集人が保険契約者または被保険者に対して、虚偽のことを告げること、または保険契約の判断に影響を及ぼすこととなる重要な事項（保険料・保険期間・補償内容など）を告げないこと。
2. 保険募集人が契約者または被保険者に対して、重要な事項（住所・氏名、保険の対象、他の契約の有無、事故歴など）について虚偽のことを告げることがを勧めること。
3. 保険募集人が契約者または被保険者に対して重要な事項を告げるのを妨げること、または告げないことを勧めること。
4. 保険募集人が契約者または被保険者に対して、不利益となる事実を告げずに、すでに成立している契約を解除（解約）させて新たな契約を勧めること。
5. 保険募集人が契約者または被保険者に対して保険料の割引、割戻し、その他特別利益の提供を約束すること、または提供すること。
6. 保険募集人が契約者または被保険者に対して他の商品との比較の中で有利な部分のみ説明し、不利な部分を説明しないこと。
7. 保険募集人が契約者または被保険者に対して、不確実な事項について断定的判断を示すこと。
8. 保険会社のグループ会社などが、契約者または被保険者に対して、特別利益の供与を約束し、または提供していることを知りながら契約の申込みをさせること。
9. 各号には定められていないが、保険募集人が「保険に入ってくれるまで、帰りません」等の威圧的な態度や言葉で圧力をかける行為等の保険契約者の保護のために不可欠なもの。

上記の禁止されている行為を行った場合、次のような処分を受けることになる

- ・1年以下の懲役もしくは100万円以下の罰金（または、その両方）
- ・生命保険募集人登録の取消処分または一定期間の募集停止